

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
法人税法の規定によって計算した法人税額		( ) 円		
試験研究費の増加額、試験研究費の総額又は特別共同試験研究費に係る法人税額の特別控除				
みなし配当の 25% 相当額の控除額				
還付法人税額等の控除額				
退職年金等積立金に係る法人税額				
法人税法第 100 条の規定による所得税額の控除額				
当期中の残余財産の一分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額				
差 引 額 + - - + + +				
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額	
名 称	所 在 地	従業者数	分割課税標準額	
		人	円	
合		計		

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その2)		事業 年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額		
名 称	所 在 地		従業者数	分割課税 標準額	
合 計			人	円	

#### 第 22 号の 2 様式記載要領

- 1 この明細書は、2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第 20 号様式、第 20 号の 2 様式、第 20 号の 4 様式、第 21 号様式又は第 22 号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して 1 通を提出すること。
- 2 特定信託の受託者である信託業を行う法人が第 20 号の 4 様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には特定信託の名称を併記し、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と読み替えて記載すること。
- 3 連結法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人が第 20 号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄から「当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額」までの欄は記載しないこととし、「差引計」の欄に第 20 号様式別表 1 の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は日の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 「分割課税標準額」の欄は、「差引額」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して 1 人当たりの分割課税標準額を算出し、当該 1 人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者 1 人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。